

原子力人材育成等推進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">原子力人材育成等推進事業費補助金交付要綱 平成22年9月3日 <u>最終改正 令和5年4月1日</u> 文部科学大臣決定</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において「機関等」とは、次の各号に掲げる国内の機関をいう。</p> <p>一 大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）<u>の設置者</u></p> <p>二 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）</p> <p>三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）</p> <p>四 その他法律に規定されている法人</p> <p>第4条（略）</p> <p>（交付の申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める原子力人材育成等推進事業費補助金公募要領に基づき応募し、実施する機関として選定されたのち、交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。ただし、複数年計画の事業を実施する機関として選定された場合は、当該事業について2年目以降は当該公募要領に基づき応募し、実施する機関として選定されたものとみなす。</p> <p>2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに</p>	<p style="text-align: center;">原子力人材育成等推進事業費補助金交付要綱 平成22年9月3日 <u>令和2年3月25日改正</u> <u>令和2年12月23日改正</u> 文部科学大臣決定</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において「機関等」とは、次の各号に掲げる国内の機関をいう。</p> <p>一 大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）</p> <p>二 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（<u>令和</u>15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）</p> <p>三 独立行政法人（独立行政法人通則法（<u>令和</u>11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）</p> <p>四 その他法律に規定されている法人</p> <p>第4条（略）</p> <p>（交付の申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める原子力人材育成等推進事業費補助金公募要領に基づき応募し、実施する機関として選定されたのち、交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。ただし、複数年計画の事業を実施する機関として選定された場合は、当該事業について2年目以降は当該公募要領に基づき応募し、実施する機関として選定されたものとみなす。</p> <p>2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係</p>

係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第6条～第16条（略）

（補助金の交付決定の取消し等）

第17条 大臣は、前条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により第6条の交付の決定の取消しを行った場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還には、第15条第3項の規定を準用するものとする。

第17条～第21条（略）

る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

~~3 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たっては、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。~~

第6条～第16条（略）

（補助金の交付決定の取消し等）

第17条 大臣は、前条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により第6条の交付の決定の取消しを行った場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還には、第15条第3項の規定を準用するものとする。

第17条～第21条（略）

<p><u>(補助金調書)</u> <u>第22条 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式12）を作成しておかなければならない。</u></p> <p><u>(電磁的方法による提出)</u> <u>第23条 補助金の交付の申請をしようとする者は、適正化法、施行令又は本規則の規定に基づく申請、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>(電磁的方法による通知等)</u> <u>第24条 大臣は、適正化法、施行令又は本規則に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助金の交付を申請しようとする者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。</u></p> <p>第25条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は令和5年〇〇月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第22条 （略）</p>
--	---

様式12(第22条関係)

元号 年度原子力人材育成等推進事業費補助金調書

元号 年度  
文部科学省所管一般会計

(地方公共団体名)

歳出予算科目	国		地 方 公 共 団 体				出 体	備 考			
	交付決定の額の	補助率	歳 入		歳 出						
			科目	予算現額	科目	予算現額					
(項) ○○費 (目) ○○補助金 ○○事業			科目	収入済額	科目	収入済額	科目	支出済額	科目	支出済額	国庫補助金相当額

(注)1 「歳入科目」及び「歳出科目」の欄は、地方公共団体の予算書及び決算書における当該補助金の計上科目を記入すること。  
2 当該補助金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること。

(新規)